

平成31年

第1回市議会定例会 議案第43号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の12第1項各号列記以外の部分および第3項各号列記以外の部分ならびに第60条の13第1項各号列記以外の部分，第2項各号列記以外の部分および第4項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第60条の15第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第9号中「申請」の後ろに「（法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請を除く。）」を加え、同条第10号中「第48条第15項ただし書」を「第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条中第49号を第54号とし、同号の前に次の4号を加える。

(50) 法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請
27,000円

(51) 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の
規定に基づく全体計画の変更の認定の申請 27,000円

(52) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等としての
使用の許可の申請 120,000円

(53) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の特別興行場等とし
ての使用の許可の申請 160,000円

第60条の15中第48号を第49号とし、第15号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請 80,000円

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、日常生活に必要な一定の建築物の建築の許可に関する事務等について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため